

令和5年度海部地区環境事務組合監査計画

令和5年4月26日

1 趣旨

本計画は、地方自治法及び海部地区環境事務組合監査基準に基づき、監査、審査及び検査（以下「監査等」という。）の実施について、次のとおり監査計画を定める。

2 基本方針

監査委員は、公正で効率的な行政運営の確保及び適正な事務執行の確保並びに最少の経費で最大の効果を挙げる行財政の確保に向けた監査等を実施する。

3 監査等の種別

種別	対象事項	実施基準
財務監査 (法第199条第1項)	定期監査 (法第199条第4項)	財務に関する事務の執行及び運営に係る事業の管理 会計年度毎1回
	随時監査 (法第199条第5項)	定期監査に準じてその都度定める。 随時
行政監査 (法第199条第2項)	特定の事務の執行又は事業の運営	必要があると認めるとき
財政的援助団体等の監査 (法第199条第7項)	当該財政的援助等に係る出納その他の事務	随時
決算審査 (法第233条第2項)	一般会計の決算	審査に付された都度
例月出納検査 (法第235条の2第1項)	現金出納、財政収支の動態	毎月1回
基金運用審査 (法第241条第5項)	法第241条第1項の規定により設けられた基金の運用状況	審査に付された都度

4 監査等の実施方針

令和5年度の監査においては、地方自治法等関係法令及び組合監査基準に則り、以下の視点で確認・検証を行い、必要に応じて問題点を指摘して改善を求める。

(1) 効率性

業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果を得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

(2) 経済性

事務、事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか。

(3) 合規性

会計及びその他の事務が予算、法令等に従って適正に処理されているか。

(4) 有効性

事務、事業の遂行及び予算の執行の結果が目的を達成しているか。また、効果を挙げているか。

(5) 正確性

正確に予算執行の状況を記録しているか。

5 実施予定監査等及び実施時期

区分	実施概要	実施時期
定期監査 (随時監査)	財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか監査を実施する。	9月～10月 (随時)
行政監査	事務又は事業の執行について、経済性、効率性及び有効性を主眼として、随時実施する。	随時
決算審査	予算の執行又は事業の運営が適正かつ効率的に行われているか審査する。	7月～8月
例月出納検査	現金の出納事務が適正かつ正確に行われているか検査する。	毎月25日前後
基金運用審査	基金の運用が適正かつ効率的に行われているか審査する。	7月～8月

上記を除くほか、監査の要求若しくは請求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、監査委員の協議に基づき監査を実施する。

6 監査等の結果報告及び公表等

監査等の結果については、管理者等に報告し、公表する。また、監査の結果について、措置状況の通知があった場合は、公表するなどして監査の実効性を確保し、事務改善を促すものとする。

7 その他

監査委員が必要と認める場合は、計画を変更する。